

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(*)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。

(*) 常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）

求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合（定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合）は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください（「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください）。

「人材サービス総合サイト」への情報の入力は別添の資料をご覧ください。

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまでは

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。



今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(*)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示してください。

(*)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含まれます。

よくあるお問い合わせ

(手数料実績開示)

Q.手数料率実績の公開について、過去の年度(令和5年度職業紹介事業報告以前)や実績が多い上位5職種以外の職種については公開する必要はないでしょうか。

A.公開義務があるのは、直近年度であり、常用就職の実績が多い上位5職種のみです。
なお、常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要です。

(違約金明示)

Q.令和7年3月31日までに求人の申込みがあった求人者に対しても、違約金や解除方法を含む契約内容を分かりやすく明示する必要がありますでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に求人者とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いいたします。

Q.求人者に対して利用規約等を書面で見せるだけでは明示として不十分でしょうか。また、ホームページに掲載することで明示することになりますか。

A.利用規約等について求人者に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に求人者が確認できる必要があります。求人者の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、職業紹介事業者が求人者に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは、求人者が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているとはいえません。

違約金等について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、同様の書面を郵送又は電子メールで送付するといった手法を基本とします。それ以外の手法であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる手法を用いて行ってください。

Q.「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して求人者が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないように全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていなかった場合には、どのように示せばいいでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示いたします。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課室までお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

「人材サービス総合サイト」に自社の情報を入力してください

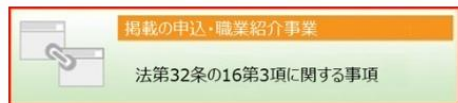
○：入力必須
×：入力不要

入力内容	有料職業紹介事業者	無料職業紹介事業者
①就職者及び離職者数 (平成31年度～令和6年度)	○	○
②取扱業務の職種ごとの平均手数料率(額)	○	×
③手数料表	○	×
④返戻金制度の有無	○	×

※ ③④については、令和6年度中に事業を開始し、就職者の実績がない場合も入力が必要です。

〈入力手順〉

- 1 掲載の申込・職業紹介事業 「法第32条の16第3項に関する事項」をクリックする



- 2 以下の認証画面にて、ID・パスワードを入力する



※ IDまたはパスワードは管轄の労働局より交付されますが、お忘れになった際は、都道府県労働局にて再発行の手続きを行っておりますので、管轄の労働局に連絡してください。

① 就職者及び離職者数 (平成31年度～令和6年度)

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項 (情報提供)」

以下の項目(色がついた項目)について入力してください。なお、入力しない項目は空欄としてください。(事業を実施しており、かつ実績が「0」の場合「0」を入力してください)

情報登録年度	就職者※1			離職者数 (無期雇用のうち就職後6ヶ月以内) (人)※3	離職が判明せず (無期雇用のうち就職後6ヶ月以内) (人)※4
	4ヶ月以上有期及び無期 (人)※2	4ヶ月以上有期及び無期(人) うち無期(人)※2	4ヶ月未満有期 (人日)※2		
平成31年度	0	0	49377	0	0
令和02年度	0	0	10134	0	0
令和03年度	0	0	12600	0	0
令和04年度	0	0	27615	0	0
令和05年度	0	0	30475	0	0
令和06年度	0	0	54860	0	0

事業報告の常用就職件数の合計(無期雇用+それ以外)を入力 ※

事業報告の常用就職者のうち「無期雇用」の合計を入力 ※

事業報告の臨時就職延数・日雇就職延数の合計を入力 ※

令和7年10～12月中に入力

令和6年度に就職した無期雇用者のうち、解雇以外の理由で6ヶ月以内に離職した者の数及び離職状況が不明な者の合計を入力 ※

※ 複数事業所がある場合は合計した数を入力してください。

※ 許可有効期間であった年度において、実績がない場合は当該年度欄に0を入力してください。

② 取扱職種ごとの平均手数料率（額）

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項（情報提供）その②」

常用就職の実績が多い上位5職種について入力してください。なお、常用就職の実績が10件以下の場合に入力の必要はありません。

取扱業務の職種 	手数料実績率・額※1、※2、※3、※4
<input type="text"/>	令和06年度 <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	令和06年度 <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	令和06年度 <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	令和06年度 <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	令和06年度 <input type="text"/> <input type="text"/>

項目

計算式等

公開の対象

- ・前年度に取り扱った常用就職（4ヶ月以上の有期又は無期）の実績が多い上位5職種
- ・常用就職の実績が10件以下の職種については、掲載は不要

平均手数料率の計算

$$\text{平均手数料率} = \frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）※1}}{\text{求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）※2}}$$

※1 法第32条の3第1項第1号（受付手数料、上限制手数料及び第二種特別加入保険料に充てるべき手数料）及び第2号（届出制手数料）に係る手数料の実績の合算額（常用就職全件分）

※2 あっせんにより就職した求職者が従事すべき業務につき1年間に支払われることが見込まれる賃金額の合算額（常用就職全件分）

その他

- ・手数料を定額で徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を掲載することができます。
- ・定額以外でも手数料を徴収している場合（定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合）は、平均手数料率を算出してください。
- ・上限制手数料及び届出制手数料について、求人者から徴収する手数料額と関係雇用主から徴収する手数料額とを区分して管理している場合は、関係雇用主から徴収する手数料額を除外して平均手数料率を算出してください。

医療・介護・保育分野のうち、記載の10職種に紹介実績のある事業者におかれましては、手数料実績率又は額と離職率を入力してください。

取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

この項目は、1.医師、2.歯科医師、獣医師、薬剤師、3.保健医療サービスの職業、4.看護師、准看護師、5.保健師、助産師、6.医療技術者、7.施設介護の職業、8.訪問介護の職業、9.保育士の職業、900.介護サービスの職業（令和04年度実績まで）について取扱い実績がある場合に、取扱い職種ごとの平均手数料実績率又は額および離職率を入力してください。

取扱業務の職種	手数料実績率又は額※1	離職率※2	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年度 <input type="text"/>	<input type="text"/> 年度 <input type="text"/> %	<input type="button" value="削除"/>

対象職種

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 医師 | 6 医療技術者 |
| 2 歯科医師、獣医師、薬剤師 | 7 施設介護の職業 |
| 3 保健医療サービスの職業 | 8 訪問介護の職業 |
| 4 看護師、准看護師 | 9 保育士 |
| 5 保健師、助産師 | 900 介護サービスの職業 |

追加

得意職種等の情報を載せたい場合に入力してください。

貴社の事業者名からの参考情報に関するリンクの掲載を希望される場合は、下記に貴社のURLの登録もしくは、PDFをご記入下さい。

URL
 PDF

③ 手数料表

手数料に関する事項 ※有料職業紹介事業主は必須入力。無料職業紹介事業主、特別の法人の行う無料職業紹介事業主及び特定地方公共団体無料職業紹介事業主は、入力できません。

有料職業紹介事業者は、貴事業所サイトの手数料の内容の分かるページのURLを記入するか、手数料の内容をPDF化したものをアップロードしてください。

URL
 PDF

紹介手数料が確認できるホームページのURLを入力するか、PDFのアップロードを選択する
PDFは申請時に提出した手数料表をPDFにしたものでもよい

④ 返戻金制度の有無

返戻金制度に関する事項 ※制度の有無は必須入力。無料職業紹介事業主、特別の法人の行う無料職業紹介事業主及び特定地方公共団体無料職業紹介事業主は、入力できません。

返戻金制度を設けている有料職業紹介事業者は、貴社の返戻金制度の内容の分かるページのURLを記入するか、返戻金制度の内容をPDF化したものをアップロードしてください。

返戻金制度を設けていない

返戻金制度を設けている

URL
 PDF

返戻金制度の有無を選択する
設けていない場合：URLとPDFは任意
設けている場合：内容がわかるホームページのURLを入力するか、PDFをアップロードする

③手数料表と④返戻金制度の有無は変更があるごとに内容を差し替える必要があります。アップロードできるPDFは1ファイルのみのため、手数料表等を事業所単位で掲載したい場合は複数枚の手数料表を1つのファイルにまとめて、そのPDFをアップロードしてください。

上記内容を入力後、画面最下部の「申込」をクリック



画面遷移後、画面最下部の「申込」をクリックすると完了

